

越 監 公 表 第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成29年11月に定期監査を
執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年 1月19日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

定期監査結果報告書

I 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

建設部所管の財務に関する事務（主として平成29年度分）

- ・道路総務課
- ・道路建設課
- ・治水課
- ・下水道課
- ・営繕課
- ・維持管理課

(2) 選定理由

都市監査基準に基づいて実施するリスク・アプローチによる監査にあたり、過去の定期監査の頻度を考慮し、平成29年度の監査対象とした。

- 前回の監査期間 平成27年4月8日から同年5月29日まで

《建設部》

- ・道路総務課
- ・道路建設課
- ・治水課
- ・下水道課
- ・営繕課
- ・維持管理課

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、所管する財務に関する事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証憑書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証することを目的とした。

建設部は、道路、水路及び橋りょうの管理、整備、治水対策及び公共下水道に関することなどを所管するが、リスクアセスメントの結果及び過去の監査結果等を踏まえ、収納事務、契約事務及び財産管理などについて主な監査の対象範囲とした。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク | 監査の着眼点 |
|---------------------|---|
| 1 決裁の不備・誤りが発生するリスク | ア 収入に関する通知、帳票は、決裁すべき専決権者により決裁されているか。 |
| 2 業務の遅滞が発生するリスク | ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。 |
| 3 検査・検収漏れが発生するリスク | ア 検査・検収は適正・確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。 |
| 4 過大徴収・過少徴収が発生するリスク | ア 貸付期間及び貸付料その他貸付条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。 イ 貸付（使用）料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。 |

4 監査の実施内容

監査対象について、各所管に対し提出を求めた関係資料及び帳簿、書類等により照合、審査し、現金の取扱いについては、実査、帳簿突合等を行った。また、事務手続や内部統制の整備状況及び運用状況については、関係職員から説明を聴取しつつ監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

(2) 支出事務

- ① 旅費の計算事務
- ② 契約事務
- ③ その他の支出事務

(3) 財産管理

- ① 物品の管理
- ② 公有財産の管理
- ③ 債権の管理

5 監査の期間

平成29年10月11日（水）から同年11月28日（火）まで

II 事務の概要

1 事務の概要

建設部の主な事務は次のとおりである。（越谷市組織規則による。）

| 課名 | 主な事務 |
|-------|---|
| 道路総務課 | (1) 道路及び水路の管理に関すること。 (2) 大袋駅自由通路の管理に関すること。 (3) 道路に係る交通安全施設等の整備及び管理に関すること。 (4) 道路照明灯等に関すること。 (5) 国土交通省等が所管する国有財産に関すること。 (6) 市道路線の認定、廃止及び変更に関すること。 |
| 道路建設課 | (1) 道路及び橋りょうの整備等に関すること。 (2) 国及び県事業の推進に関すること。 (3) その他土木工事の設計及び施工監督に関すること。 |
| 治水課 | (1) 治水対策に関すること。 (2) 河川及び排水路に関すること。 (3) 公共下水道雨水に関すること。 |
| 下水道課 | (1) 公共下水道汚水に関すること。 (2) 下水道事業運営審議会に関すること。 (3) 水洗化の促進に関すること。 (4) 排水設備の受付及び指導に関すること。 |
| 営繕課 | (1) 公共建築物の営繕に関すること。 (2) 教育施設の営繕に関すること。 (3) 公共建築物の維持及び保全に関すること。 |
| 維持管理課 | (1) 道路等の清掃及び維持管理に関すること。 (2) 排水路等の清掃及び維持管理に関すること。 (3) みどり、公園等の清掃及び維持管理に関すること。 |

III 監査の結果

今回監査を実施したところ、建設部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。しかし、一部に是正・改善を要する事項が認められた。関係諸規程を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。今後においては、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、前年度収入未済額と過年度未収分及び前年度未収分の調定額が一致しないものがあった。

当年度の収入未済額については、越谷市会計規則により、翌年度に繰り越す

ことが規定されている。

公共下水道使用料の前年度収入未済額が正しく繰り越されているかを確認したところ、過年度未収分及び前年度未収分の調定額と一致しなかったものである。(下水道課)

また、指摘事項のほか、下記の事務処理上留意すべき事項について指導を行った。指導した点については、適正に処理した旨の報告を受けている。

<収入事務>

(1) 調定事務

① 過年度未収分の調定が年度当初に行われていなかったもの。(下水道課)

(2) 収納事務

① 納期限の設定に誤りがあったもの。(道路総務課)

<支出事務>

(1) 契約事務

① 年度開始前に契約締結伺が決裁されていたもの。(維持管理課)

② 決裁区分に誤りがあったもの。(維持管理課)

なお、道路建設課、治水課及び営繕課の財務に関する事務は、適正に処理されているものと認められた。